

防衛省組織令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） 1

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄） 1

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（防衛政策課の所掌事務）

第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 防衛及び警備の基本及び調整に関すること（次号に掲げるもの及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十二条第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。
- 四 防衛会議の庶務に関すること（第六条第一号から第八号までに掲げる事務に係るものに限る。）。
- 五 前各号に掲げるもののほか、防衛政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（戦略企画課の所掌事務）

第二十条 戦略企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関する中長期的な見地からの政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 二 防衛政策局の所掌事務に係る諸制度の総合的な調査及び研究に関すること。
 - 三 防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に関すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関すること。
- （日米防衛協力課の所掌事務）

第二十一条 日米防衛協力課は、防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の基本及び調整に関する事務をつかさどる。

（国際政策課の所掌事務）

第二十二条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の企画及び調整に関する事務(日米防衛協力課の所掌に属するものを除く。)

三 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関する事務。

(運用政策課の所掌事務)

第二十三条 運用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の行動の基本に関する事務(整備計画局の所掌に属するものを除く。)

二 防衛出動に関する計画の基本に関する事務。

三 自衛隊の行動及び部隊訓練の基本に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

(調査課の所掌事務)

第二十四条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関する事務。

三 情報本部の管理及び運営一般に関する事務。

(訓練課の所掌事務)

第二十五条 訓練課は、自衛隊の部隊訓練の基本に関する事務をつかさどる。

(防衛計画課の所掌事務)

第二十七条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 整備計画局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事務。

三 防衛政策局及び整備計画局の所掌事務に必要な数理的解析評価に関する事務。

四 前三号に掲げるもののほか、整備計画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(情報通信課の所掌事務)

第二十八条 情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の情報システムの整備及び管理に関する事務(施設計画課の所掌に属するものを除く。)

二 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関する事務。

三 防衛省の使用する電波の監理の基本に關すること。

四 自衛隊の行動の基本に關する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に關する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に關する調整に關すること。